

ピアノの先生の 社会科見学

ピアノの先生がさまざまな音楽の仕事現場などを見学するこのコーナー。第2回は、音楽の著作権を管理している社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)を訪問しました。

レッスンで使う楽譜、発表会やコンクールの曲目など、ピアノの先生にとって密接な関わりのある著作権。その仕組みや実際の手続きは、どんなふうになっているのでしょうか？ 各部署の担当者の方々が、ていねいにレクチャーしてくださいました。

第2回

著作権を知ろう！

◇お世話になった方◇
社団法人 日本音楽著作権協会(JASRAC)

写真◎岡本央
構成◎荒井幸太

◇今月のピアノの先生◇

菅生晴美先生(写真左)

Harumi Sugo

神奈川県横浜市在住。洗足学園音楽大学講師。ピティナひまわりステーション代表。

◎自己紹介

多くの先生方と同様、私も、専門的にピアノを学ぶ人だけでなく、長くピアノに触れていきたい人に、ピアノの面白さをわかってほしいと考えています。座右の銘は「我達人(がほうじん)」。自分だけで考え、行動していたのでは見えないことも、人との出逢いで何かを生み出します。自分と違う領域を持って生きている人との出逢いは、自分を深く成長させてくれると思います。

今野早苗先生(写真右)

Sanae Konno

神奈川県横浜市在住。「若い芽の会」主宰。ピティナひまわりステーション代表。

◎自己紹介

「若い芽の会」という私のピアノ教室には、実にさまざまな生徒がいます。幼稚園児——まだまだすべてが不透明でたくさんの可能性を秘めています。小学生——そろそろ生活が忙しくなる時期です。でも一番伸びるころかもしれません。中学生・高校生——自分の進む道を考え始めるころであり、精神的にも難しい時期です。そして、音大卒業しても勉強したい人、さらに、社会人もママさんたちも、たくさん来てくれます。それぞれ目的は違っても、気持ちは高く持って通ってきてくれるので、常に私自身も学ぶ心を忘れず、生徒たちと和やかに接していきたいと思っています。



「楽譜コピー」の申請が必要なのはどんなとき？ 先生方が○×クイズに挑戦です。



著作権って何？

著作権とは、著作者以外の方が著作物を利用しようとするとき、それを認めたり、禁止したりできる著作者の権利。著作権法の規定に従って保護される。良い作品を生み人々に伝達するための健全なサイクルを維持するためには、欠かせない制度だ。

著作権は創作の瞬間に発生し、著作者の死後50年を経過するまで保護される。届け出は必要ない。

JASRACの仕事とは？

音楽著作権の管理団体であるJASRACは1939年設立。作曲者、作詞者、音楽出版社などの権利者から著作権の信託を受けて管理する。業務は、著作物の利用許諾、使用料の徴収、権利者への分配など。海外の著作権団体とも互いの管理楽曲を保護し合う契約を結ぶなど、国際的なネットワークを構築している。

著作物の同一性・公表・氏名表示に関する権利である著作者人格権は本人にのみ属するものであるため、JASRACは財産上の権利のみ、信託を受けている。



各部署をご案内くださった広報部係長の横田瑞夫さん

著作物の利用申請をするには？

演奏、出版、録音、映像など、音楽を利用する媒体によって、申請の窓口は異なる。

申請は、郵便、ファックス、オンラインなどで受け付けている。詳細は、下記に問い合わせよう。

今回は録音出版部・出版課の丸本彩子さんが、申請の手順を教えてくださいました。



使いたい曲がJASRACに利用申請する必要があるかどうかは、JASRACホームページの「J-WID」という作品検索データベースで調べることができる。曲のタイトル、作曲者名、作詞者名など、さまざまなキーワードを設定できる。いざ、検索開始！
JASRACホームページ <http://www.jasrac.or.jp>

社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC)
〒151-8540 東京都渋谷区上原3-6-12
TEL 03-3481-2121 (大代表)

ここで問題！

先生方にとって身近な教室の発表会と、著作権の関係について考えてみましょう。



Q1 ピアノ教室の発表会で演奏する曲に著作権がある場合、申請は必要？

A1 発表会やコンサートで著作物の利用申請をする必要があるのは、次のいずれかに該当する場合。1. 入場料をとる、2. 出演者に報酬を支払う、3. 営利性がある。そのどれにもあてはまらない発表会なら、演奏についての申請は必要ありません。

Q2 発表会の最後にみんなで合唱する曲の歌詞を、プログラムに掲載する場合、申請は必要？

A2 演奏とは違い出版での利用については、その印刷物が無料であっても、著作権のある作品に掲載する場合は、出版の申請が必要です。



JASRACをはじめとする関係6団体で構成する楽譜コピー問題協議会(CARS)が発行するリーフレットでは、楽譜のコピーについて、高校の合唱部の生徒たちが直面する場面を例に、正しい対応の仕方をQ & A方式で解説している。(CARSのホームページ <http://www.cars-music-copyright.jp>)

楽譜コピーのはなし

著作権が存続している作品の市販楽譜をコピーして使いたいときも、JASRACへの申請が必要になる。著作権のうちの「複製権」に関わるからだ。ただし、家庭で個人的に楽しむため、および学校などの授業で使うためであれば、例外的に許諾なしでコピーできる。政令で定める図書館でも許諾なしのコピーは可能だが、厳密な制限があるので要注意。吹奏楽やコーラスなどのクラブ活動は「学校の授業」にはあたらないので、練習用の楽譜も含めて、コピーをするときは申請しよう。

ここで再び問題！

楽譜のコピーとその申請について考えてみましょう。

Q3 使いたい楽譜が品切や絶版で購入できない場合、コピーの申請は必要？

A3 必要です。著作権が存続している場合は、権利者に無断でコピーしてはいけません。まずは楽譜出版社に問い合わせをしてください。そのうえでどうしてもコピーが必要な場合、JASRACが管理している作品であれば、JASRACに申請しましょう。

Q4 コンクールの審査員に演奏曲のコピー楽譜を提出する場合、申請は必要？

A4 この場合もやはり、コピーにあたっては権利者の許諾が必要です。実際に、コンクールの参加要項などでは、著作権の手続きが済んでいる楽譜の提出を義務づけていることが多いので、確認してみましょう。

音楽著作権を通じた社会貢献

—文化事業部の活動



JASRACでは、著作権の管理事業に加え、音楽を通じて社会貢献をすべく、さまざまな文化事業を展開している。その趣旨として、著作権思想の普及、音楽文化の振興、音楽の利用開発に関する研究への支援の3つのコンセプトに基づいて、さまざまな文化事業を展開している。具体的にはどんなことが行われているのだろうか。文化事業部主査の舩田圭志さんに、お話をうかがった。

●著作権思想の普及

大学に寄附講座を開設して学生や一般の方に受講していただいたり、中学高校生向けの「著作権ゼミナール」を開講しています。「著作権ゼミナール」の合同に行うミニコンサートでは、演奏曲の作曲者自身に曲に込めた思いを語ってもらいます。著作権の大切さをわかりやすく訴えていきたいという願いがあるからです。

●音楽文化の振興

幅広い人々に音楽の魅力をお伝えしたいと、さまざまな趣向のコンサートを開催しています。

「オーケストラが待っている」は、各地のアマチュアオーケストラが、日本の作曲家の作品を中心に演奏するコンサート。作曲者自身をステージにお招きして、作品解説もしていただきます。

「少年少女のための音楽鑑賞会」では、プロのスタジオミュージシャンの演奏により生演奏の素晴らしい体験してもらいます。それに先立ち、出演者がその学校に向いて、演奏クリニックも行います。プロの演奏者から直接指導を受けるとい体験は、子どもたちに大きな感動を与えるようです。

また、日本の伝統文化を継承するために、「日本の音フェスティバル」という催しも行っています。箏や尺八などの邦楽器に触れながらインストラクターの指導を受けたり、演奏を聴いていただいたりします。

「REAL LIVE」では、デビューしたてのミュージシャンのステージなども企画します。若い人たちが新しい才能に触れる機会を作りたいと願っているからです。

●音楽の利用開発に関する研究への支援

音楽を演奏して聴かせるだけでなく、音楽療法など、音楽に宿る力を活用した活動を紹介しています。

見学を終えた先生方の感想は？

私は普段、コンクールの課題曲選考委員という、楽譜と密接に関わる仕事に携わっています。ですから、「著作権」という言葉は常に自分の頭の中にあるのですが、これまでは、その仕組みや手続きについて、今ひとつ具体的につかみきれませんでした。

さまざまな時代の楽曲を演奏するコンクールの課題曲選考では、現代の邦人作曲家など、著作権が存続している作品を扱うことも少なくありません。また、最近よく問題になる楽譜コピーについても、何が問題なのか、例外はあるのか、楽譜をコピーするにはどんな手続きが必要なのか、など、事細かに説明を受けられたことは、大きな収穫でした。

今回、こういう機会をいただけて、著作権が自分自身の日常的な仕事に深く関わる重要な事柄なのだということ、改めて認識することができました。もっと多くの人に、著作権への理解を深めてもらいたいと、痛切に感じています。

(今野先生)

生まれて初めてのJASRAC訪問は、とにかく驚きの連続でした。

まずは著作権全般にわたり講義を受けましたが、とりわけ音楽分野に入ると、全身を耳にして(?)聞きました。しかし疑問が山ほど湧き、申し訳ないと思いますが、お話の間に分け入って質問をせざるを得ないほどでした。

「作者の没後50年間の著作権保護期間」や「編曲、改変などの場合は、原作者の同意を得ること」、そのくらいの知識しかありませんでしたが、演奏会を聞く場合の注意、国内外の曲を演奏する場合のさまざまなケースなどは、一から考えを新たにしなければ、という思いでした。

今後はJASRACのホームページを利用していただき、それでも不明な点は問い合わせをしましょう。何よりもそれに配慮することが、ひいては音楽を創る人たちへの応援になるということを改めて思い知る、有意義な社会科見学でした。このような機会を与えてくださったことに感謝いたします。

(菅生先生)

